規定により交付する書面）に記載すべき事項を電磁的方法により提供するに際し、次に掲げる行為を行うこと。

イ　電磁的方法による提供を希望しない旨の意思を表示した顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し、電磁的方法による提供に係る手続を進める行為

ロ　顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなるものにつき、不実のことを告げる行為（法第六条第一項に規定する行為を除く。）

ハ　威迫して困惑させる行為（法第六条第三項に規定する行為を除く。）

ニ　財産上の利益を供与する行為

ホ　法第四条第一項又は法第五条第一項若しくは第二項の規定による書面の交付につき、費用の徴収その他財産上の不利益を与える行為（ニに掲げる行為を除く。）

ヘ　第十条第三項の確認に際し、偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に不当な影響を与える行為

ト　第十条第三項の確認をせず、又は確認ができない顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し電磁的方法による提供をする行為

チ　偽りその他不正の手段により顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の承諾を代行し、又は電磁的方法により提供される事項の受領を代行する行為

リ　イからチまでに掲げるもののほか、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の意に反して承諾させ、又は電磁的方法により提供される事項を受領させる行為

（業務を統括する者に準ずる者）

第十九条　令第六条第一号又は第二号の主務省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの号に規定する業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者その他の実質的に当該職務を代行する者とする。

（令第七条の主務省令で定めるもの）

第二十条　令第七条の当該他の法人として主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　販売業者又は役務提供事業者が個人である場合においては、次に掲げる法人

イ　当該販売業者若しくは役務提供事業者又はその使用人（令第七条の使用人をいう。以下この項において同じ。）が代表権を有する役員である法人

［ロ・ハ　略］

二　販売業者又は役務提供事業者が法人である場合においては、次に掲げる法人

イ　［略］

ロ　当該販売業者又は役務提供事業者の役員（令第七条の役員をいう。ハ及びニにおいて同じ。）又はその使用人が代表権を有する役員である法人

［ハ・ニ　略］

三　［略］

［２・３　略］

第二十一条・第二十二条　［略］

（業務を統括する者に準ずる者）

第七条の二　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号。以下「令」という。）第三条の三第一号又は第二号の主務省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらの号に規定する業務を統括する者の職務を日常的に代行する地位にある者その他の実質的に当該職務を代行する者とする。

（令第三条の四の主務省令で定めるもの）

第七条の三　令第三条の四の当該他の法人として主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　販売業者又は役務提供事業者が個人である場合においては、次に掲げる法人

イ　当該販売業者若しくは役務提供事業者又はその使用人（令第三条の四の使用人をいう。以下この項において同じ。）が代表権を有する役員である法人

［ロ・ハ　同上］

二　販売業者又は役務提供事業者が法人である場合においては、次に掲げる法人

イ　［同上］

ロ　当該販売業者又は役務提供事業者の役員（令第三条の四の役員をいう。ハ及びニにおいて同じ。）又はその使用人が代表権を有する役員である法人

［ハ・ニ　同上］

三　［同上］

［２・３　同上］

第七条の四・第七条の五　［同上］